

青梅税務署からお知らせ

確定申告はお早めに！確定申告の期間中、

税務署は大変混雑します！

◆令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月17日(月)～3月16日(月)までです。

ただし、還付申告書は、2月14日(金)以前でも提出できます。

令和元年分の贈与税の申告書の提出・納税は、2月3日(月)～3月16日(月)までです。

令和元年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出・納税は、1月6日(月)～3月31日(火)までです。

なお、青梅税務署では、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書作成会場を、つぎのとおり開設し

ます。
〔期間〕2月17日(月)～3月16日(月)まで。
ただし、土曜日、日曜日および2月24日(月)を除く平日です。
〔時間〕午前9時～午後5時まで(受付は午前8時30分～午後4時まで)
*2月3日(月)～3月16日(月)までの間は、青梅税務署の駐車場は使用できません。(身体障害者用車両は除きます。)
青梅税務署へお越しの際は、公共交通機関をご利用になるか、河辺駅北口のイオンスタイル河辺の駐車場をご利用ください。
駐車券を税務署窓口で提示していただければ、駐車料相当のサービス券をお渡しします。
会場が混雑している場

合には受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。確定申告期の後半は、申告書作成会場、提出窓口が大変混雑することが予想されます。早期の提出をお薦めします。

国税の納付は、振替納税(贈与税を除きます)やe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。

納付書で納付される場合は、納付書に金額などをご記入のうえ、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税及び復興特別所得税・贈与税は3月16日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(火))までに納付してください。

◆2月24日(月)・3月

1日(日)に限り、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書などの作成のアドバイス(電話による相談を除きます)・用紙の配布および申告書などの受付を立川税務署(立川市緑町4番地の2・立川地方合同庁舎)において合同で行います。(青梅税務署では執務を行っていません。)

〔時間〕午前9時～午後5時まで(受付は午前8時30分～午後4時まで)
なお、この2日間は大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。また、当日は国税の領収および納税証明書の発行は行っておりません。

◆国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力

することにより、所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書などは、プリントアウトして「書面」により提出することもできるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。
平成30年分の確定申告書を「税理士による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」、「青色申告会の相談会場」、「農業協同組合、商工会、商工会議所などの申告相談会場」で提出された方には、令和元年分の確定申